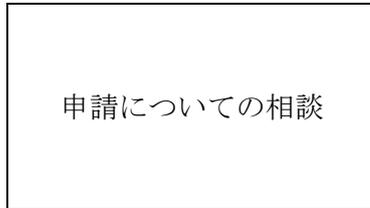


【農地法第3条許可事務の流れ】

農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。

なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

○ 申請者の方の流れ

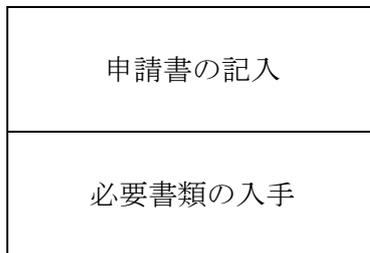


※ 農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話をお願いいたします。

農業委員会事務局 TEL : 0877-24-8826

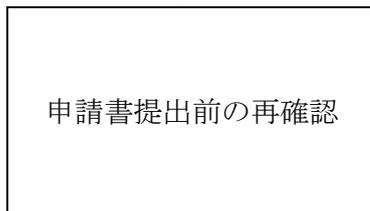
綾歌市民総合センター業務担当 TEL : 0877-98-7957

飯山市民総合センター業務担当 TEL : 0867-86-5516



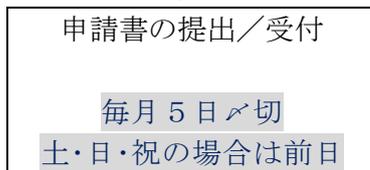
※ 申請内容に応じ、申請書（農業委員会にあります）にご記入いただきます。記入に当たっては別添の記入マニュアルをご参照ください。

※ 添付書類については別添の必要書類一覧表をご参照ください。申請内容に応じて必要書類が異なります。



※ 記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。

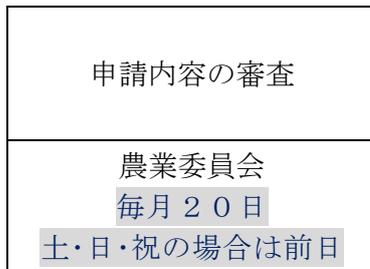
申請前にもう一度、記入例や必要書類チェックリストでご確認ください。



※ ご足労ですが農業委員会事務局までお越しください。

※ 必要な場合、「申請書受付のお知らせ」をお渡しいたしますので許可書の交付までの流れをご確認ください。

○ 農業委員会等の流れ



※ 申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第3条の許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて申請者の方に確認いたします。

また、現地調査を行います。

※ 農業委員会で許可・不許可についての農業委員会の意思決定を行います。



※ 許可証が出来次第、連絡いたします。ご足労ですが受領印を持って、農業委員会事務局までお越しください。